

(仮訳)

G7外相コミュニケ
(2024年4月19日 於：イタリア・カプリ島)

グローバルな課題への対処及びパートナーシップの促進

I. 冒頭

国際社会が複数の危機に直面する中、我々、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、及び米国のG7外相並びにEU上級代表は、法の支配、人道的原則及び国連憲章を含む国際法を堅持し、全ての個人の人権及び人間の尊厳を守ることへのコミットメントを新たにする。

我々は、平和と安定を維持し、気候変動、汚染、生物多様性の損失、国際保健、教育、ジェンダー不平等、貧困、食料不安及び栄養不良、暴力的過激主義及びテロ、情報の一体性、並びに人権及び基本的自由を尊重し、保護し、促進するデジタルへの移行といったグローバルな課題に対処するために、共同の行動をとる必要性を改めて表明する。

我々は、全ての人がその権利及び自由を制約なしに行使できる、自由な社会及び民主主義の原則へのコミットメントを確認する。人権は、普遍的であり、不可分であり、相互に依存し、かつ関連している。

我々は、多層的な危機、特にパンデミックと進行中の大規模な紛争が、達成に向けた進展を遅らせている中で、持続可能な開発のための2030アジェンダへのコミットメントを再確認し、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組を再活性化する。

我々は、パートナー及びG20のような関連する多国間フォーラムとの緊密な協力を継続していく。グローバルな課題には、平和、安定及び発展のために共通の解決策を模索し、誰一人取り残さず、連帯及び結束した国際的対応が必要である。

II. 地中海及びアフリカとのパートナーシップの促進

我々は、アフリカ諸国及びアフリカ連合（AU）を含む地域機関とのパートナーシップを引き続き深めていく。我々は、AUがG20に常任メンバーとして参加することを歓迎し、G20「アフリカとのコンパクト」への支持を改めて表明する。G7とアフリカのパートナーシップは、AUアジェンダ2063、持続可能な開発のための2030アジェンダ及びパリ協定の目標によって導かれる。

ロシアの侵略並びに食料供給及びエネルギー資源の武器化がもたらした結果は、特にアフリ

力の多くの脆弱な国々に影響を及ぼしている。この観点から、ロシアの戦争は単にウクライナに対する戦争というだけでなく、世界の最も貧しく、最も脆弱な者に対する戦争であることが証明されている。

我々は、持続可能な開発の中核となるネット・ゼロ排出への公正でグリーンな移行に向けた力強いパートナーシップを再確認し、持続可能な開発目標（SDGs）の追求に新たなモメンタムを注入する用意がある。我々は、国際社会全体及び政府を超えたステークホルダーと共に、昨年9月の国連総会において再確認された全会一致のコミットメントと整合的な形で、2030アジェンダ及びSDGsに向けた進捗を加速させるために、パートナーシップを組んで緊急に取り組む必要がある。

債務脆弱性は重大な課題である。我々は、参加者に明確性を提供しつつ、予測可能で、適時に、秩序的かつ協調的な方法で、「共通枠組」の実施を改善するためのG20の取組を完全に支持する。我々は、公的・民間債権者との連携を促進しつつ、効果的かつ長期的な解決策を見出す重要性を認識する。我々は、国際開発金融機関（MDBs）及び開発金融機関（IFIs）に対し、途上国、特に大陸全域におけるより貧しく脆弱な国々の利益のために、融資、政策助言及び技術協力を強化することを通じて、持続可能な開発を促進するための重要な役割を引き続き果たすことを求める。特に、経済開発の要は、持続可能かつ強靱性のある食料システム、ヘルスケア及び健康安全保障、クリーンで、低廉で、信頼できる、持続可能で、近代的なエネルギーを全ての人に確保することである。

我々は、人権及び法の支配を尊重しつつ、テロ、暴力的過激主義及び不安定化をもたらす状況に対処するアフリカ諸国の政府を支援するとのコミットメントを改めて表明する。開発及び民主主義は、相互に補強し合うものであり、我々は、一般市民のニーズ及び期待に応えるための自由で公正な選挙の重要性を強調する。

我々は、特に北アフリカ、中部アフリカ及びサヘル地域において不安定化させる影響をもたらす、ロシア政府が支援するワグナー・グループ及びその他のロシアが支援する新興勢力の活動を懸念している。我々は、人権侵害に責任のある全ての者の責任を求める。

1. リビア

我々は、リビアが、より平和で豊かな未来を築くため、また、リビアの安定性、独立性、領土一体性及び国民統合を支持すべく、リビアが外国軍、戦闘員及び傭兵によっても煽られている長引く内紛に終止符を打つための支援を継続する。政治的な行き詰まりは、リビアの安全保障、政治及び経済の支配を追求する第三国の主体に対して、リビアを極めて脆弱な状態に置き、国家全体及びより広範な地域を不安定化させている。

我々はしたがって、リビア国内政治の全ての政治関係者に対し、現在の行き詰まりを打破し、

自由で、公正で、包摂的な大統領選挙及び議会選挙に向けた信頼に足るロードマップを遅滞なく進めるために意義のある対話に参加するよう求める。国際社会もまた、これらの目標の追求において団結しなければならない。

我々は、アブドゥライ・バシリー国連事務総長特別代表による最近の辞意表明を、残念に思い、留意する。我々は、同氏の献身的な貢献に感謝するとともに、国連と、国連がリビアにおいて引き続き果たす重要な役割に対する全面的な支持を新たに示す。我々は、国連事務総長に対し、後任を遅滞なく任命するよう求める。

2. サヘル

我々は、憲法に基づく法の支配の原則、民主主義及びグッドガバナンスの後退並びに地域協力の枠組みの後退に起因する、サヘルにおける治安情勢の悪化に深刻な懸念を表明する。

このような、ますます不安定で予測不可能な政治情勢は、サヘルにおいて増大する政治的緊張、対立及び不安定性という課題に対する国際的及び地域的な対応を再構築するため、全ての関係者及び利害関係者による新たな努力を必要としている。

我々はまた、紛争につながり、一般市民の広範な苦痛及び避難を引き起こしている、テロの脅威及び活動の広がりを深く懸念している。我々は、地域におけるロシアの代理勢力を含む、複数の当事者による重大な人権侵害に驚愕している。

我々は、ギニア湾及び北アフリカへの不安の「波及」並びに北アフリカ、ヨーロッパ及び西半球への非正規の移民の流れを防ぎ、サヘルにおける安定、安全、グッドガバナンス及び開発を促進するため、アフリカ連合、地域機関及び国連との更なる協力の強化を期待している。

我々は、モーリタニアがアフリカ連合の輪番制の議長国に就任したことを祝福し、法の支配、グッドガバナンス、難民の包摂及び憲法的価値に対するモーリタニアのコミットメントを称賛する。我々は、憲法秩序の回復に向けた移行のペースを加速させるため、サヘルの諸国を支援する用意がある。

3. アフリカの角

我々は、アフリカの角における平和、安全及び安定の促進に対する強いコミットメントを再確認する。我々は、食料不安、広範な貧困、武装化した暴力、異常気象の影響及び避難により最も影響を受けている人々への人道支援を提供し続ける。

我々は、2024年1月に発表されたエチオピアとソマリアのソマリランド地域との間の覚書について懸念を表明する。我々は、エチオピア及びソマリア連邦共和国の両国に対し、国際法並びに国連憲章に謳われている主権及び領土一体性の原則に従い、アフリカ連合の枠組

み及び二国間の接触を通じ、地域のパートナーと協力しながら、更なるエスカレーションを防ぐため、全ての対話のチャンネルを開いておくことを促す。

4. ソマリア

我々は、ソマリアの制度、マクロ経済及び安全保障分野における重要な進展を称賛する。我々は、ソマリア当局に対し、アル・シャバーブとの闘い及び透明かつ包摂的な憲法改革プロセスの完了を含む制度的枠組みの強化における有意義な進展を継続させるよう促す。

ソマリアの治安部隊に治安責任を移行させるプロセスは、特に2024年末にアフリカ連合暫定ソマリア・ミッション（ATMIS）のマンデートが終了することに鑑み、緊密に注視する必要がある。我々は、ソマリアが安全保障能力の整備を続けながら、安定を維持するよう支援するため、ソマリア及びアフリカ連合がATMISに続く多国籍ミッションの計画を進めていることを歓迎する。

5. エチオピア

我々は、エチオピア政府とティグライ人民解放戦線との間の敵対行為の停止に関する合意の実施における進展を歓迎する一方、同国の多くの地域における恒常的かつ暴力的な緊張、人権侵害の報告、深刻な経済危機及び拡大する食料不安に懸念を表明する。

我々は、人権の保護、一般市民の保護、緊張を解決するための政治対話、和解及び国民対話、移行期の正義並びに紛争中に犯した罪に対する責任において、より一層の、永続的な進展を促す。

我々は、エチオピアの他の地域の紛争に関与する人々に対しても、対話を通じて平和を追求するとの同様のコミットメントを求める。

我々は、復旧・復興支援、武装解除、動員解除、元兵士の社会復帰及び国内避難民（IDPs）のための持続可能な解決の実施を通じて、紛争の影響を受けた人々に平和の配当を迅速に提供することの重要性を強調する。

6. スーダン

我々は、戦争開始から1年以上にわたり人道状況が悪化し続けているスーダンにおける、スーダン国軍と即応支援部隊の進行中の戦闘を強く非難する。我々はとりわけ、この危機が女性及び女兒に与える影響に留意し、紛争に関連した性的暴力を含む、レイプやその他のジェンダーに基づく暴力が振るわれるなど、紛争の両当事者によって現在も行われている残虐行為を非難する。我々は、避難民の数が増加していることを懸念している。

スーダン国軍と即応支援部隊による人道アクセスの妨害は、スーダン国民の飢餓を引き起こ

している。我々は、スーダン国軍及び即応支援部隊の双方が、前提条件なしの永続的停戦に合意し実施すること、スーダンの最も壊滅した地域への複数の入域地点からのものを含め、安全で安定した国境及び境界線を越える人道アクセスチャネルを確立することを強く求める。我々は、全ての関係者に対し、交渉に復帰し、女性及び複合的なスーダンの市民社会を包摂した、市民的で代表的な機関の再確立を目指した国民対話に関与することを強く求める。アフリカの積極的な役割及び国際社会の継続的な支援は、スーダンが民主的な移行プロセスを回復することを支援するために引き続き不可欠である。

我々は、スーダンの一般市民及び2024年に近隣諸国に避難した人々を支援するために20億ユーロ以上の拠出が誓約されたスーダンと近隣諸国のためのパリでの国際人道会議の成果を称賛する。

7. コンゴ民主共和国

我々は、コンゴ民主共和国東部における3月23日運動(M23)による攻撃の再開を強く非難する。我々は、人道状況の悪化及び人々が受けている深刻な人権侵害の増加を非常に懸念している。我々はまた、同国で活動する全ての武装集団を非難する。我々は、アフリカ連合が承認したルアンダ・プロセスを通じて合意されたとおり、敵対行為及びM23による更なる前進の即時停止並びに全ての占領地域からの撤退を求める。我々は、全ての武装集団が敵対行為を停止し、支配地域から撤退し、武装解除することを求める。

我々は、M23に対する外国からの軍事的支援及びコンゴ民主共和国の領土への直接的な軍事介入に関するコンゴ民主共和国に関する専門家グループによる報告に深い懸念を表明した。我々は、M23やコンゴ民主共和国で活動するその他のいかなる武装集団に提供されるいかなる支援も非難し、その停止と、コンゴ民主共和国において無許可で駐留する外国軍隊の即時撤退を求める。我々はまた、特に軍隊が提供する、ルワンダ解放民主勢力(FDLR)のような特定の武装集団に対する支援を非難し、そのような支援の停止を求める。

我々は、国連の武器禁輸措置に対するいかなる違反も受け入れられないことを強調し、全ての国に対し、これらの武装集団へのいかなる支援も停止するよう強く求める。

我々は引き続き、紛争を交渉による外交的解決に導くためのルアンダ・プロセス及びナイロビ・プロセスにコミットする。我々は、効果的な武装解除、動員解除、地域社会の復興及び安定化に向けたプログラムと、あらゆる多様性を持つ女性と若者の有意義な参加を促す。我々はまた、人権侵害及び国際人道法の違反に責任を負う全ての関係者に対する責任を追及することを含め、地域全体の懸念及び関心を考慮した形で、コンゴ民主共和国東部における暴力の連鎖の根本原因に対処するため、大湖地域の国々と協力する用意がある。

III. 非正規の移住への対応、希望及び機会の促進

我々は、強制移動と非正規の移住は、国際法に従い、人権を完全に尊重し、共同責任とコミットメントの精神に基づき、統合的、包括的かつバランスの取れた方法で取り組まなければならないと認識する。

我々は、非正規の移住に対する代替的な解決策を提示しつつ、特に電力アクセスの公正でクリーンな移行及び拡大という視点から、アフリカ大陸の巨大な潜在力に根ざした成長のサイクルを促進しながら、アフリカ及びその他の地域並びに出身国の不安定性の根本原因に対処するパートナーを支援していく。我々は、開発及び気候資金のより効果的な活用及び調整、脆弱で紛争の影響を受ける国への支援、気候変動、紛争、学習の貧困及び他の移住の要因に対処するための国際的な能力の強化等を通じて、移住の要因に共同に対処する。我々は、全てのパートナーや機関のイニシアティブの間の相乗効果を構築する用意がある。我々はまた、多くの避難民を擁するアフリカの国々を引き続き支援する。

我々は、気候変動が既に人の移動に強い影響を及ぼしているリスク増大要因であることを認識する。我々は、気候変動の文脈において、非自発的な移住を引き起こす要因に対抗するため、防災、適応及び強靱性への取組を更に強化する必要性を認識する。

人身取引業者や密入国業者の極悪な活動の継続を阻止しなければならず、我々は、彼らのビジネスモデルを途絶えさせる必要がある。我々は、とりわけ女性及び女兒が人身取引、特に性的搾取を目的とした人身取引の影響を受けていることを認識する。国連とその機関は、この点において果たすべき役割がある。出身国、中継国及び目的国は、移民の密入国と人身取引を阻止し、国連憲章に沿って人間の尊厳と価値を堅持するために協働しなければならない。

我々は、非正規の移住を削減し、国家主権の関連規則に基づく正規で安全かつ秩序ある移住を構想するために取り組む。我々は、国際的な義務の枠組みの中で、非正規の移住がもたらす課題により効果的に対処する方法を見出すことにコミットする。我々は、移民の密入国及び人身取引に対する協力を強化していく。この点において、我々は、人身取引業者及び密入国業者に立ち向かい、経済発展を支援するという2つの目的を持つ「移民と開発国際会議」をもって、2023年7月に開始された「ローマ・プロセス」を認識する。我々はまた、イタリアが立ち上げた「アフリカのためのマッテイ計画」を認識する。我々はまた、「移民と保護に関するロサンゼルス宣言」並びに移民及び難民保護に関する多国間の法的枠組みを想起する。合法的な移住ルートは、出身国及び目的国における経済成長並びに国際基準に沿ったディーセント・ワークに貢献することができる。

我々は、食料安全保障、栄養、持続的な農村開発、エネルギー移行、持続可能で、包摂的で、強靱で質の高いインフラ開発、デジタル・デバイドの解消、教育、訓練、技能及びスキル向上、ジェンダー平等並びにグッドガバナンスを含む、アフリカにとっての共通の優先事項である分野への投資に一貫性及び論理性を持たせる必要がある。互恵的な交流に基づき、対等

な立場で問題に取り組み、アフリカ連合、アフリカ諸国の政府及びその国民が特定したアフリカのニーズ及び優先事項との整合性を確保することで、我々は、具体的な持続可能な開発の成果を達成し、危機地域の安定化に貢献し、原理主義に立ち向かい、非正規の移住の流れの根本原因に対処するための取組を強化しなければならない。

IV. 自由で開かれたインド太平洋の推進、アジアにおける関与のマネジメント

インド太平洋地域は、世界の人口の半数以上を擁する世界の成長の主要な原動力である。我々は、法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋へのコミットメントを改めて表明する。これは、包摂的で、繁栄し、安全で、国際法、特に国連海洋法条約並びに領土一体性、主権、紛争の平和的解決、基本的自由及び人権の原則の尊重を基礎とする。我々は、この地域の平和と安定が、国際社会全体の繁栄と発展にも寄与することを強調する。この地域の動向は、欧州大西洋地域の安全保障に直接的に影響し得る。

我々は、G7メンバー各々のイニシアティブを再確認し、地域における関与を強化するためのASEAN、IORA、オーストラリア、韓国、インド及び他の南アジア諸国並びに太平洋島嶼国等のパートナーのイニシアティブを歓迎する。我々は、G7間の連携を更に強化するとのコミットメントを強調する。この文脈において、我々は、全ての地域のパートナーと共に取り組むことの重要性を再確認する。

我々は、ASEANの中心性・一体性並びに「インド太平洋に関するASEANアウトルック」に沿った地域協力を促進することを目指すイニシアティブへの徹底的な支持を再確認する。

我々は、太平洋諸島フォーラムの「ブルーパシフィック大陸のための2050年戦略」の実施における太平洋島嶼国のニーズ及び取組を支援することにより、太平洋島嶼国とのパートナーシップを更に強化するとのコミットメントを強調する。我々は、「強靱な繁栄への道筋を描く」というテーマで開催される第4回小島嶼開発途上国国際会議（於セント・ジョンズ、アンティグア・バーブーダ、2024年5月27～30日）に期待する。我々は、自由で開かれたインド太平洋の推進のための市民社会、民間部門及び学術界の計画への支援を拡大する。

8. 中国

我々は、中国との建設的かつ安定的な関係の重要性を認識する。我々は、中国に率直に関与し、我々の懸念を中国に直接表明する必要性を再確認する。中国は、グローバルな課題を対処する上での重要な対話の相手であり、我々は、共通の関心分野において中国と協力する用意がある。

我々は、持続可能で公正な経済関係を可能にし、国際貿易体制を強化するため、世界の経済

成長の促進を目的とした、中国との均衡の取れた相互的な協力への関心を再確認する。我々の政策方針は、中国を害することを目的としておらず、中国の経済的進歩及び発展を妨げようともしていない。しかし、我々は、中国の非市場的政策及び慣行が、我々の労働者、産業及び経済的強靱性を損なう有害な過剰生産能力につながっていることを懸念している。成長する中国が、国際的なルールに従って振る舞うことは、世界の利益である。我々は、デカップリング又は内向き志向にはならない。

我々は、公平な競争条件及び透明で、予測可能で、公正なビジネス環境を確保することの重要性を改めて表明する。世界経済を歪め公正な競争を損なう、強制的な技術移転及び不当なデータ開示を含む不公正かつ非市場的政策及び慣行から我々の労働者や企業を守るため、市場原理に則ったルールに基づく多角的貿易体制を尊重することが、我々の関係の特徴である必要がある。我々は、経済的強靱性には、必要に応じたデリスキング及び多様化が必要であることを認識し、過剰生産能力をもたらし、サプライチェーンの脆弱性を作り出し、経済的威圧にさらされる機会を増やすことを含む不公正な慣行から我々の労働者及び経済界を保護していく。

我々は、国連憲章の原則全体を堅持する必要性を再確認する。この点において、我々は、中国に対し、ロシアが軍事的侵略を停止するよう圧力をかけることを求める。我々は、兵器及び軍事生産用装置のための軍民両用の物品及び部品の中国における企業からロシアへの移転について、強い懸念を表明する。

我々は、東シナ海及び南シナ海における状況について深刻に懸念しており、力又は威圧によるいかなる一方的な現状変更の試みに強く反対することを改めて表明する。我々は、南シナ海における、中国による海上保安機関及び海上民兵の危険な使用並びに公海における航行の自由に対する度重なる妨害に引き続き反対し、この点に関し、我々は、フィリピン船舶に対する危険な操船及び放水の使用の増加について深刻な懸念を表明する。南シナ海における中国の拡張的な海洋権益に関する主張には法的根拠がなく、我々は、南シナ海における中国の軍事化、威圧的かつ脅迫的な活動に反対する。我々は、国連海洋法条約（UNCLOS）の普遍的かつ統一的な性格を改めて強調し、海洋における全ての活動を規律する法的枠組みを規定する上でのUNCLOSの重要な役割を再確認する。我々は、2016年7月12日の仲裁裁判所による仲裁判断が、仲裁手続の当事者を法的に拘束する重要なマイルストーンであり、当事者間の紛争を平和的に解決するための有用な基礎であることを改めて表明する。

我々は、国際社会全体の安全と繁栄に不可欠な台湾海峡の平和と安定の重要性を再確認し、兩岸問題の平和的解決を促す。我々は、国家性が必須条件でない場合はメンバーとして、必須条件である場合はオブザーバー又はゲストとして、世界保健総会及び世界保健機関（WHO）の技術会合を含む国際機関への台湾の意味ある参加を支持する。台湾に関するG7メンバーの基本的立場（表明された「一つの中国政策」を含む。）に変更はない。

我々は引き続き、新疆ウイグル及びチベットにおけるものを含む中国の人権状況を懸念する。我々は、2020年国家安全維持法以降の香港における多元性及び公民権及び政治的権利の悪化への懸念を表明する。我々は、香港の自治権、人権及び基本的自由を更に侵食する香港基本法第23条の下で国家安全維持条例が最近可決されたことを受け、これらの懸念を改めて強調する。この新たな条例は、香港での生活、仕事及びビジネスをより困難にし、香港の人々のより広い世界との自由で開かれた交流を維持する能力を損なうものである。我々は、中国に対し、香港における権利、自由及び高度の自治権を規定する英中共同声明及び香港基本法の下での自らのコミットメントを堅持するよう改めて求める。我々はさらに、中国及び香港当局に対し、国際的なコミットメント及び該当する法的義務に従って行動するよう強く求める。

我々は、中国に対し、我々のコミュニティの安全と安心、民主的制度の健全性を損なうことを目的とした行為を実施又は容認しないよう、及び外交関係に関するウィーン条約及び領事関係に関するウィーン条約に基づく義務に厳格に従って行動するよう求める。我々は、中国が、サイバー空間において責任ある形で行動するとのコミットメントを堅持するよう促す。

9. 北朝鮮

我々は、北朝鮮による不法な大量破壊兵器（WMD）及び弾道ミサイル計画の急速な進展に対する強い非難を改めて表明する。我々はさらに、朝鮮半島の完全な非核化を改めて求め、北朝鮮が全ての関連する国連安保理決議に従い、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で、全ての核兵器及び既存の核計画並びにその他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画を放棄するよう求める。我々は、北朝鮮に対し、核兵器不拡散条約（NPT）及びIAEA保障措置に復帰し、完全に遵守するとともに、包括的核実験禁止条約（CTBT）に署名及び批准するよう強く求める。我々は、北朝鮮がNPT上の核兵器国の地位を有することはできないことを改めて表明する。我々は、北朝鮮に対し、これ以上いかなる核実験も実施しないよう強く求める。我々は、全ての国連加盟国に対し、全ての関連する国連安保理決議を完全かつ効果的に履行するよう強く求め、安保理理事国に対し、自らのコミットメントを遂行するよう求める。我々は、北朝鮮に対し、悪意のあるサイバー活動を含め、不法な弾道ミサイル及び大量破壊兵器計画のために収入を生み出す活動を停止するよう強く求める。

この文脈において、我々は、国連安保理決議に違反する北朝鮮による弾道ミサイルの輸出及びロシアによるこれらの調達や、ロシアによる北朝鮮製ミサイルのウクライナに対する使用を含め、拡大する北朝鮮とロシアの間の軍事協力を可能な限り最も強い言葉で非難する。我々はまた、関連する国連安保理決議に違反する北朝鮮への核・弾道ミサイル関連技術のいかなる移転の可能性も深く懸念している。国連安保理北朝鮮制裁委員会（1718委員会）専門家パネルのマンデートを更新するための国連安保理決議に対するロシアの拒否権行使は、ロシアが過去に賛成票を投じた国連制裁の北朝鮮による回避を容易にするものである。

我々は、ロシア及び北朝鮮に対し、全てのそのような活動を直ちに停止し、関連する国連安保理決議を遵守するよう強く求める。我々は、制裁回避に対抗し、執行を強化するためのコミットメントを改めて表明する。我々は、専門家パネルを維持するための取組を強化する。

我々は、北朝鮮による組織的な人権侵害及び北朝鮮の人々の福祉よりも不法な兵器開発計画を優先するとの北朝鮮の選択を強く非難する。我々は、北朝鮮に対し、拉致問題を即時解決し、国連の人権システムに意味のある関与をするよう求める。我々は、北朝鮮の「国」境再開が進んでいることに留意し、北朝鮮に対し、全ての外交官及び人道支援関係者の北朝鮮への帰任を通じたものを含め、この機会を捉えて国際社会に再び関与するよう求める。

我々は、北朝鮮が対話を拒否し続けていることに失望しており、地域の平和と安全を強化するため、繰り返し提示されてきた対話の申し出に応じるよう求める。

10. ミャンマー

我々は、ミャンマーにおける軍事クーデターを改めて強く非難し、平和、自由及び民主主義を求めるミャンマーの人々への支持と連帯を再確認する。民生インフラ（住宅、学校、礼拝所及び病院を含む）を破壊する国軍による継続的な攻撃、繰り返される深刻な人権侵害及び憂慮すべき人道状況、特に子ども、女性及び宗教的・民族的少数派の人々を含む最も脆弱な状況下の人々に影響を及ぼしている状況は受け入れられない。我々はまた、軍政による2010年徴兵法の最近の施行を非難する。若者の強制徴用は、更なる暴力につながり、近隣諸国への大規模な流出を引き起こすだけである。

我々は、ミャンマー国軍に対し、いかなる暴力も直ちに停止し、民主的に選出された指導者をはじめ、恣意的に拘束されている全ての被拘束者を釈放し、意義ある持続的な民主的プロセスへの道を回復するため、全てのステークホルダーとの包摂的な対話を確立するよう強く求める。我々はまた、ミャンマー国軍に対し、人権及び国際人道法を尊重し、いかなる形態の強制労働も止め、全ての避難民及び支援を必要とする人々に対し、迅速、安全かつ阻害されない人道アクセスを認めるよう、改めて求める。

我々は、「5つのコンセンサス」の速やかな実施を達成するための信頼できる包摂的なプロセスを促進するASEANの取組を引き続き支持する。我々は、国連安保理決議第2669号（2022年）の包括的な実施の重要性を強調し、新たに任命されたミャンマー担当国連特使のリーダーシップ及び同国への常駐調整官の設置を通じたものを含め、国連による危機への一層の関与を支持する。ミャンマーで行われた重大犯罪に対する説明責任は、引き続き不可欠である。

我々は、全ての国に対し、ジェット燃料を含む武器及びその他の軍民両用の物品のミャンマーへの流入を防止又は停止するよう改めて求める。我々は、全てのロヒンギャ難民及び避難

民の自発的で、安全で、尊厳ある及び持続可能な帰還のための条件並びにロヒンギャ及びその他の民族コミュニティに対する残虐行為に対する司法と説明責任を生み出す必要性を強調する。

VI. グローバルな課題への対処

1 1. 開発金融とインフラ

我々は、低・中所得国におけるインフラ投資のギャップに対処することにより、持続可能な開発を達成するための重要な要素として、持続可能で、強靱で、包摂的で、質の高いインフラを促進することへのコミットメントを再確認する。G7グローバル・インフラ投資パートナーシップ及びEUグローバル・ゲートウェイ等のイニシアティブは、透明性のあるプロジェクト選定、調達及び金融に支えられた、持続可能で経済的に実行可能なインフラという我々のビジョンを推進するために使用する枠組みを提供する。

我々は、持続可能で包摂的な経済成長を促進するための方法として、質の高いインフラの高い基準を推進するというコミットメントを再確認する。

我々は、グローバル・インフラ投資パートナーシップの戦略的側面を強化することにより、2027年までに最大6,000億米ドルを動員するというコミットメントに向けて進捗を加速するために共に取り組む意図を有する。我々は、民間部門との緊密な協力の下、融資可能なプロジェクトの開発を更に促進し、プロジェクト準備を強化するために、デリスキング、共同融資イニシアティブ及び国/地域レベルを含む強化された調整メカニズムを通じて、パートナー国、国際開発金融機関及び開発金融機関との緊密な協力の下で行動することを提案する。

インフラ開発はまた、最も社会的に疎外され脆弱な人々に機会を提供するために、また、社会的結束及び包摂を強化する観点から、パートナーを支援するための幅広い取組（規制枠組み、雇用市場、エネルギー・アクセス、研修及び研究、保健制度等）を包含すべきである。

我々は、食料安全保障、気候変動及びクリーン・エネルギー、生物多様性及び汚染削減、ICT及び輸送ネットワークを含む連結性、グローバル・サプライチェーンの強靱性、健康及び教育並びにジェンダー平等の主流化を含む、包摂的で持続可能な開発及び強靱性を促進する重要分野において、質の高い投資への変革的な転換を促進する。我々は、ロビト回廊に沿った進行中の取組等の具体的な成果物を通じ、SDGsに向けた進捗を加速させるという目標に整合的な形で、アフリカとのパートナーシップを深化させる、アフリカ大陸の投資ニーズに基づいた取組を優先する。その世界的なマנדートに鑑み、G7諸国はまた、ルソン経済回廊における取組等、グローバル・インフラ投資パートナーシップのグローバル戦略を他の戦略的地域でも推進しつつ、引き続き投資を展開していく。

より多くの低・中所得国が債務破綻に陥る高いリスクを抱え、自国の開発及び将来に投資するための財政余地の制約に直面するとの文脈において、2030アジェンダに向けた不十分な進捗及び資金ギャップに対処する緊急性を認識し、我々は、資金を必要とする国々に対する長期ファイナンスを拡大するための環境を創出するため、パートナー及び国際金融機関と共に取り組む。この点において、我々は、新興市場への拡大する民間投資を動員することを目標とする「ブルー・ドット・ネットワーク及び持続可能な移行インフラを加速する金融イニシアティブ」等のインフラ認証スキームの立上げを歓迎する。我々は、より効果的に貧困を削減し地球を守るために、国際金融機関、二国間パートナー及び民間部門からの追加融資を動員するための開発資金ツールキットを強化するよう努める。

12. 食料安全保障及び栄養安全保障

我々は、気候変動、生態系の損失及び悪化、紛争の増加、インフレ圧力並びに多くの発展途上国における財政余地の縮小の複合的な影響に起因する、食料不安及び栄養不良の増加に懸念を表明する。我々は、パートナーと共に、アフリカの一部に影響を及ぼしている悪化する飢餓の危機に対処することにコミットする。農業食料システムの強靱性を強化することは、食料不安及び栄養不良に効果的に対処するために必要である。それは、国際的な協調的行動をこれまで以上に切迫したものとしている。食料及び栄養安全保障の確保は引き続き、国際社会及び影響を受けている国々、とりわけ気候及び紛争関連の衝撃に脆弱であるアフリカ内外の飢餓が起りやすいと知られる地域における課題である。

我々は、将来の食料危機の緩和を促し、食料サプライチェーンを多様化するため、より強靱で持続可能な食料システムを構築するための投資を増加する意図を再確認する。そのため、我々は、2023年7月にローマで開催された国連食料システム・サミット+2で発出された、「グローバルな食料安全保障のためのロードマップ-行動要請」及び「国連事務総長による食料システム変革加速のための行動要請」の精神の下、持続可能で強靱な食料システムの変革に貢献するとのコミットメントを再確認する。我々は、G7首脳及び招待国により発出された「強靱なグローバル食料安全保障に関する広島行動声明」を想起する。我々はまた、「G20食料安全保障、栄養及び食料システムに関するマテーラ宣言」及び「G7食料安全保障のためのグローバル・アライアンス」への支持を再確認する。我々は、現地での肥料生産を含む肥料の使用効率及びバリューチェーンの支援の重要性を認識する。G7は、2025年の次回「成長のための栄養サミット」の成功に向けてコミットする。

我々はまた、ローマに拠点を置く機関であるFAO、IFAD及びWFPと協働するとのコミットメントを再確認する。我々は、食料安全保障及び栄養について共に取り組む包括的なマルチ・ステークホルダーのプラットフォームとしての世界食料安全保障委員会の役割を認識する。

我々は、COP28においてG7を含む159か国に支持された「持続可能な農業・強靱な

食料システム・気候変動対応に関する首脳級宣言」に続く形で、「適応作物と土壌のビジョン（VACS）」のようなイニシアティブを含む、食料安全保障と気候変動の関係に一貫して実践的な方法で対処するための取組を強化する。

我々は、既存の資源の供給及び効果を最大化するため、食料不安及び栄養不良への対処を目的とし、国際的なイニシアティブ及びプロジェクトをより良く連携させることの必要性を強調する。我々は、食料システムのための革新的な財政的解決策、とりわけ信頼できる民間投資の関与を引き続き必要とする。

13. 経済的強靱性及び経済安全保障

経済的強靱性及び経済安全保障は、G7及びより広範な世界経済が適切に機能するために重要である。我々は、昨年広島で発出した「経済安全保障に関するG7首脳声明」に従って協力を促進していく。このため、我々は、特に重要な製品及び技術について、グローバル・サプライチェーンをより強靱で信頼性のあるものにするに引き続きコミットする。

我々は、民間部門を積極的に関与させながら、デリスキング、多様化並びに重大な依存関係及び構造的な脆弱性の低減に関する取組について引き続き連携する。

我々は、グローバルな経済安全保障及び強靱性を擁護するために国際的な規範及び義務を守る重要性を強調するとともに、グローバルな経済的強靱性を構築し、WTOを中核とするルールに基づく多角的貿易体制を損なう有害な慣行に対応するという我々のコミットメントを再確認する。我々は、透明で、多様で、安全で、持続可能で、信頼できる方法で構築された強靱なサプライチェーンに向けて、G7及び信頼できるパートナーと共に引き続き取り組む。

我々は、全てのグローバル・エコノミーへの、特に経済的威圧といった経済安全保障に対する脅威の増大、非市場的政策及び慣行を用いた包括的な戦略並びに有害な過剰生産能力及びサプライチェーンの集中につながり、脆弱性や依存を作り出す市場支配を追求する慣行への懸念を改めて表明する。我々は引き続き、G7間での連携及び協力を強化することにコミットすると同時に、関心のある他の国際的なパートナーが、我々の取組に参加するよう促す。我々は、主に経済的威圧に対する調整プラットフォームを通じて、それぞれの法制度に従い、国際法に準拠して、経済的威圧に対する我々の評価、準備、抑止及び対応を強化するために引き続き取り組む。

我々は、サプライチェーンの強靱性及び経済安全保障の重要な構成要素としての半導体の重要な役割を認識する。そのため、我々は、G7産業・技術・デジタル大臣が、G7メンバー間の情報交換及びベスト・プラクティスの共有の促進を目的とする半導体コンタクト（POC）グループを設立したこと歓迎する。

14. 気候、エネルギー安全保障及び環境

我々は、相互に強化し合い、本質的に結びついている気候変動、生物多様性の損失及び汚染という前例のない3つの世界的危機並びにロシアによるウクライナに対する侵略戦争によって引き起こされ又は悪化したものを含め、進行中の世界的なエネルギー危機、健康への脅威及び環境上の損害に直面している。

国際社会は、地理的又は政治的な隔たりにかかわらず、産業革命以前の水準に比べて気温上昇を摂氏1.5度に抑制し、2050年までにネット・ゼロ（温室効果ガス）排出を達成するという世界的な目標を達成するために、共同で具体的な措置を講じつつ、一丸となって果敢に行動する必要がある。

このため、我々は、我々のコミットメントを再確認し、全ての国に対し、科学的知見に沿う形で2050年までにネット・ゼロを達成し、低排出及びゼロ排出技術を加速するため、この勝負の10年における行動を加速させつつ、公正で、秩序ある、持続可能かつ衡平な方法で、エネルギー・システムにおける化石燃料からの移行を加速させるための世界的な取組に貢献するよう改めて求める。

我々は、気候変動及び持続可能性の目標に統合的な方法で、エネルギー・システムの潜在的な安全保障リスクに対処するためエネルギー源及び供給を多様化する政策を確保しつつ、2050年までにネット・ゼロ排出への移行を加速させることが第一に必要であると認識する。

我々は、化石燃料への依存を低減しつつ、「第一の燃料」としての省エネルギー並びにクリーンで、安全かつ持続可能なエネルギーの開発及び展開を促進することを決意している。さらに、電力及びクリーン・クッキングへのアクセスを拡大し、新興国及び途上国における持続可能で、公正かつ包摂的なクリーン・エネルギー移行を加速させ、「公正なエネルギー移行パートナーシップ」の迅速な実施に向けた取組を継続するために、行動をとらなければならない。

我々は、アフリカにおいて、低廉で、信頼できる、持続可能で近代的なエネルギーを促進することを決意する。この目的のため、我々は、イタリアの議長国下で、アフリカの産業の進展及び持続可能で、強靱かつ包摂的な成長を、G7としてどのように具体的に進展させ、貢献できるかについて、引き続き議論することを期待する。

気候変動、環境及びエネルギーの関係は、経済的に持続可能で、公正かつ迅速な移行を実行しつつ、気候変動及び環境目標に向けて前進するために重要である。革新的・技術的な解決策並びにパリ協定及び昆明・モントリオール生物多様性枠組の目標を支援するための世界的な資金の流れの整合化によってもたらされる機会を捉えることは、繁栄及び環境の持続可能

性を確保すると同時に、とりわけ途上国における開発と貧困の緩和を促進するために重要である。

我々は、各国の状況を考慮しつつ、2030年までに世界全体で再生可能エネルギーの容量を3倍にし、エネルギー効率改善率を世界平均で年率2倍にするというパリ協定第5回締約国会合（CMA5）のグローバルな取組の実施を促進するとG7の役割を強調し、全ての締約国に対し、その達成に向けて貢献することを求めたCMA5での合意を歓迎する。

我々は、公正かつ包摂的なクリーン・エネルギー移行を確保する上で、安全で、持続可能かつ低廉なエネルギー・システムを定義するとの重要な役割を果たす必要がある。我々はしたがって、戦略的分野において具体的な前進を達成することにコミットする。その中で、我々は、持続可能な生物起源のものを含む再生可能エネルギー、その利用を希望する者のための先進的な小型モジュール炉を含む原子力エネルギー、省エネルギー、グローバル・メタン・プレッジに沿ったメタン排出削減、産業の脱炭素化並びに再生可能かつゼロ排出の水素、炭素管理技術等の最も革新的な技術の重要な役割を認識する。我々は、「鉱物安全保障パートナーシップ(MSP)」及びMSPフォーラムを通じたものを含む重要鉱物と原材料のための、安全で、強靱で、低廉かつ持続可能なサプライチェーンを追求し、G7気候・エネルギー・環境大臣が採択した「重要鉱物セキュリティのための5ポイントプラン」の実施を追求していく。我々はまた、リサイクル及び資源効率を含む循環経済並びに革新的技術によってもたらされる機会を強調する。イノベーションへの投資は、排出量の多いセクターにおける温室効果ガス排出量の削減及び循環経済の開発の促進という重要な課題への対処にも役立つはずである。

民間部門の資金及び革新的な金融メカニズムを活用することは、途上国におけるエネルギー移行を支援し、適応及び強靱性のための資源を増やし、とりわけ小島嶼開発途上国（SIDS）及び後発開発途上国（LDC）といった、気候変動の負の影響に特に脆弱な途上国を支援するために損失及び損害への対処を可能にするための重要な措置である。

ネット・ゼロ排出及び持続可能で、気候変動に対して強靱で、ネイチャー・ポジティブで、汚染のない循環経済への移行には、誰一人取り残さず、公正で包摂的な移行を確保するため、社会の全ての構成員を関与させる必要がある。女性、若者及び先住民族は、気候変動関連の災害の矢面に立たされる傾向がある。この文脈から、我々は、これらの社会的部門に属する人々を支援し、気候変動及び環境悪化に対処する取組に参加させる必要性を特に強調する。我々は、この文脈において、自然に基づく解決策の重要性を強調する。プラスチック汚染は、緊急の注意を要するグローバルな問題である。我々は、プラスチック汚染を終わらせるための野心的で効果的な世界的合意を期待している。

生物多様性の損失も同様に深刻な脅威である。気候、生物多様性及び人間の健康は、相互に

関連し、依存している。我々は、2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させるという画期的な計画である昆明・モンリオール生物多様性枠組を完全かつ迅速に実施し、それぞれの目標及びターゲットを達成するというコミットメントを想起する。我々はまた、2030年までに森林減少及び森林劣化を阻止し反転させるCMA5の世界的な取組の実施の推進におけるG7の役割を強調する。

我々は、あらゆる関連する資金源から自然資金を動員し、必要に応じて、国際開発援助を含む資金及び財政の流れをGBFと整合させるよう取り組む。我々はまた、国際開発金融機関(MDBs)に対し、生物多様性条約第16回締約国会議までに自然資金を増やし、報告するよう求める。我々は、グローバル・ストックテイクの決定が、2030年までに森林減少及び森林劣化を阻止し反転させることを含む、パリ協定の温度目標達成の本質が重要であると認識したことを歓迎する。

我々は、世界的な水の危機のリスク並びに水及び衛生設備への普遍的なアクセスの継続的な欠如を考慮し、水に関する第6回国連環境総会決議に沿った多国間レベルでの連携の強化を求める。我々は、水と衛生に関する国連システム全体戦略を歓迎し、国連水会議2023の主要な成果として、水行動アジェンダの実施にコミットする。我々はまた、水に関する国連特使の速やかな任命を求める。

15. 国際保健

国際保健は、持続可能な開発のための前提条件である。新型コロナウイルスのパンデミックの際に学んだ教訓に基づき、我々は、健康危機は世界的な対応を必要とするグローバルな課題であることを認識しつつ、国際保健を引き続き推進する。

我々は、より協調的なアプローチを促進し、とりわけパンデミック基金を通じて、能力強化及び公衆衛生上の緊急事態への対応のための持続可能な資金調達を含むパンデミックの予防・備え・対応(PPR)を強化するためのグローバルヘルス・アーキテクチャー(GHA)の改革を支持する。我々は、2024年5月までに、パンデミックのPPRに関するWHOの新たな法的文書及び国際保健規則2005(IHR2005)の部分改正のための進行中の交渉を成功させ、衡平な結果に結びつけることの重要性を認識し、それに対する我々のコミットメントを改めて表明する。期限内に交渉を完了させることは、政治的関心を高め、将来のパンデミック対応を強化し、衡平性を向上させるために重要である。

我々は、必要不可欠な保健サービスへのアクセスを回復させ、2025年までに死亡率をパンデミック以前のレベルよりも向上させるための各国への支援を含め、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を推進するための取組を倍加させることにコミットする。我々はまた、新型コロナウイルスによる失速を取り戻し、パンデミックへの備えに不可欠な要素としてのUHC推進のために不可欠なものとして、強靱な保健システム、プライマリーヘルス

ケアの提供及び技能がある医療従事者（WHOアカデミーを通じたものを含む）に投資するとのコミットメントを再確認する。

我々は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染が国際保健並びに非感染性及び感染性疾患の脅威に劇的な影響を及ぼしていることを認識する。我々はしたがって、人の健康は、動植物の健康及び共有する環境に関連していることを認識するワンヘルス・アプローチを通じて、一貫した戦略的な方法で、これらの課題に取り組んでいる。

この枠組みにおいて、我々は、薬剤耐性（AMR）対策が重要な優先課題であることを再確認し、2024年9月に予定されているAMRに関する国連ハイレベル会合の成功に向けて緊密に取り組んでいく。

16. ジェンダー平等

我々は、ジェンダー平等に新たな弾みをつけるとのコミットメントを改めて表明する。我々は、北京宣言及び行動綱領並びにそのレビュー会合の成果文書を想起し、2030アジェンダに関連する持続可能な開発目標を実現するとの決意を確認する。

我々は、ジェンダー平等並びにあらゆる多様性を持つ女性及び女兒並びにLGBTQIA+の人々の権利の促進と保護に関するG7の継続的な世界的リーダーシップを再確認する。我々は、性と生殖に関する健康と権利を含む全ての女性及び女兒の権利の世界的な後退並びに彼女たちに対する紛争及び危機の不均衡な影響に強い懸念を表明する。

ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントは、貧困を撲滅し、繁栄及び持続可能で包摂的な成長を刺激し、平和で、公正で、包摂的な社会を築くための基本的な前提条件である。我々は、無償のケア労働及び家事労働が、女性の完全で、平等で、意義ある参画への主要な障壁であり、フルタイム又は指導的立場で働く能力を阻害することによって、女性の経済的エンパワーメントに悪影響を及ぼすことを認識する。我々は、世界銀行グループによる児童保育イニシアティブへの投資の重要な価値を再確認し、2035年までに、世界的な育児格差を解消する取組に投資することで、更に2億人の女性の労働参加を支援することを目指す。

我々は、ジェンダー平等を、あらゆる形態の差別及びジェンダーに基づく暴力からの自由を確保することによって、人権の行使を含む女性及び女兒並びに少数派グループのメンバーの権利を促進し、保護するための横断的な優先事項として追求しなければならない。我々は、我々の未来と地球の未来にとって重要なグリーン及びブルー産業における仕事へのアクセスを促進することによるものを含め、彼女たちの参画を増やし、障壁に対処し、気候変動の影響に対する強靭性を向上させ、彼女たちの経済安全保障及びエンパワーメントを強化する必要がある。我々は、国連総会及び未来サミットの機会を含め、包括的な性と生殖に関する健康と権利を促進する。

女性及び女兒は、既存のジェンダー不平等を悪化させ、女性及び女兒を暴力、搾取及び差別の高まるリスクにさらし得る紛争及び危機の影響を不均衡に受けている。紛争の予防、管理及び解決並びに災害リスクの低減に関連する全ての分野に女性及び女兒が関与することは、持続可能で包摂的な平和を醸成及び確保し、紛争の根本原因に対処する上で重要である。我々は、女性・平和・安全保障（WPS）に関する国連安保理決議第1325号及びそれに続く決議に沿って、政策意思決定及び具体的実践の全ての分野における、女性の市民社会団体及び非政府パートナーを通じた、また、政治、安全保障及び開発分野全てを通じた、女性の完全かつ平等で意義ある参画及びリーダーシップの重要性を強調する。我々は引き続き、紛争前、紛争中及び紛争後の性的・ジェンダーに基づく暴力から女性及び女兒を保護し、加害者の責任を追及し、サバイバーに支援及びサービスを提供することにコミットする。

17. 防災とリスク削減

我々は、国際協力の規模を拡大することにより、仙台防災枠組及び「すべての人に早期警報システムを」イニシアティブの実施を強化及び加速するとのコミットメントを再確認する。

我々は、災害、特に気候変動に起因する災害の、平和と安定、地方・地域・国際の安全保障、健康、教育、ジェンダー平等並びに脆弱性を含む様々な側面における相互に関連する原因及び影響を認識する。我々は、人道・開発・平和の連携全体に取り組むことにより、災害に先んじた行動をとるとのコミットメントを新たにする。我々の目標は、リスクを削減し、災害を予測し、備え、開発の進展を妨げないよう災害がコミュニティ及びインフラに与える影響を最小限に抑えることである。

我々は、基金を含め、損失と損害に対応するための新たな資金面での措置の運用開始という観点から、COP28の成果の重要性を強調する。我々は、既になされた基金へのプレッジを歓迎し、自発的に様々な資金源から提供される更なる支援を促す。これは、気候変動の悪影響に特に脆弱な途上国を支援するという、我々の広範なコミットメントの一環である。

18. グローバル・ガバナンス

我々は、国連憲章を尊重しつつ、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化することの重要性並びに平和、安定及び繁栄を促進する上での国際協力及び多国間協力の高い重要性を改めて表明する。我々は、「我々のコモン・アジェンダ」報告書で示された、包摂的で、ネットワーク型かつ効果的な多国間主義のための国連事務総長の野心を共有する。我々は、こうした取組を加速させ、グローバルな課題に取り組み、SDGsの進展を加速させるための機会として、国連未来サミットに期待する。

国連加盟国間の共通の目的意識を回復し、国際協力及び多国間協力をより強固で、効果的で、包摂的で、民主的で、効率的で、透明性の高いものとするため、我々は、対話を促進し、共

通の問題に対する共有の解決策を見出す機会として、未来サミットに積極的に貢献することにコミットする。国連システムの創設の柱の一つである人権は、「未来のための協定」全体における、我々の共通の羅針盤となる。我々は、人間の安全保障に関する国連事務総長の最新の報告書を歓迎する。我々は、国連事務総長及び国連総会の役割を強化するために全ての加盟国と共に取り組むことにコミットする。我々はまた、国連安保理改革に再びコミットする。

我々は、国際金融機関の強化の必要性を再確認し、危機の影響下にある場合を含む、SDGs達成における国際開発金融機関（MDBs）の役割を強調する。我々は、グローバルな課題により効果的に対処するため、世界銀行グループ（WBG）の進化のためのロードマップを含む、MDBs改革のための進行中の取組を支持する。この点において、WBG及び国際通貨基金の年次会合に期待する。

我々は、貧困削減及び包摂的かつ強靱な持続可能な開発の達成にとって重要である、気候変動、パンデミック、脆弱性、紛争等のグローバルな課題の対処におけるMDBsの重要な役割を強調する。

19. 紛争予防及び管理、国連平和活動の支援

我々は、ますます複雑で、相互に関連する安全保障上の課題に対処するため、平和構築及び紛争予防の取組を強化することへのコミットメントを新たにする。我々は、持続可能な平和を達成するために、強靱な社会を構築し、人権を堅持し、グッド・ガバナンスを支持し、人への投資を行う必要がある。我々は、とりわけ武力紛争下に関連する性的・ジェンダーに基づく暴力を非難する。

我々は、国連の役割を高く評価し、平和構築及び平和維持に対する統合的アプローチを支持する。我々は、平和構築委員会による関連するステークホルダーを招集する役割及び他の国連機関に対する諮問機関としての役割を支持し、紛争予防及び平和構築のための適切な資金確保を支援する重要な手段である平和構築基金を支持する。

我々は、国連平和維持活動及び特別政治ミッションが、紛争の拡大及び再発を予防し、マンデートの範囲内で文民を保護するための価値ある手段であることを再確認する。

我々はさらに、危機に対する紛争予防のアプローチに基づき、そのような活動を改革及び強化するための国連事務総長の「新・平和への課題（NAP）」、「PKOのための行動（A4P）」及び「PKOのための行動プラス（A4P+）」に対する、我々の全般的な支持を再確認する。我々は、例えば国連三角パートナーシップ・プログラムを通じたものを含め、派遣される要員の能力を強化し、安全と安心を確保するために取り組む。

我々は、「女性・平和・安全保障（WPS）」、「若者・平和・安全保障（YPS）」及び「児童と武力紛争（CAAC）」アジェンダの世界規模での実施を強化することの重要性を強調する。

20. グローバルで強靱なサイバー空間とAI

我々は、開かれ、相互運用可能で、信頼できる、安全なサイバー空間へのコミットメントを改めて表明する。我々は、共通の立場を明確にするための伊勢志摩サイバーグループの役割を高く評価する。

我々は、政府や国際機関のリーダーシップに依拠する一方で、技術開発を促進する民間部門及び脅威に対する共通理解を促進し、サイバーセキュリティを向上させる解決策を提供する市民社会の計り知れない貢献をもって、マルチ・ステークホルダー・モデルの重要性を認識する。

国際社会が情報通信技術（ICT）システムを通じて行われる破壊的な活動にますます直面する中、我々は、国際法、特に国際人道法及び国際人権法がサイバー空間に適用されることを改めて表明する。我々は、サイバー空間における責任ある国家の既存の行動規範の完全な実践を求め、各国に対し、どのように国際法がサイバー空間に適用されるかについての理解を深めるよう促す。

我々は、悪意あるサイバー活動を非難し、サイバー空間における責任を追及するために、国家レベル及び多国間の場で引き続き協力する。我々は、国家が支援するものも含む、悪意あるサイバー活動に対抗するための協力を強化する。我々は、悪意あるサイバー脅威から民主主義システムと重要インフラを保護することを決意する。我々は、特に病院や医療機関を標的とするランサムウェア攻撃の増加に懸念を表明し、この観点から、サイバー空間における責任ある国家の関連する行動規範を想起する。これらの規範は、その領域がICTを用いた国際違法行為に利用されることを了知しながら許すべきではないこと及び自国の領域内から生ずる他の国家の重要インフラに向けられた悪意のあるICT活動を緩和するための適切な要請に対応すべきであることへの国家のコミットメントを強調するものである。我々は、「カウンターランサムウェア・イニシアティブ」や「パル・マル・プロセス」等の重要な国際的イニシアティブが、認識を高め、監視における連携の向上に貢献していることを歓迎する。

我々は、各国に対し、欧州評議会のサイバー犯罪に関する条約（ブダペスト条約）の規定に沿った法律を制定し、同条約への加盟に取り組むよう強く求める。我々はまた、各国に対し、サイバー犯罪と闘う手段として国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を十分に活用するよう強く求める。

我々は、国際社会に対し、国際の平和及び安定に対するリスクを軽減し、サイバー空間を争いの少ない領域にするため、サイバー空間における責任ある国家の行動規範に導かれるよう求める。我々は、信頼醸成措置、国際協力及び能力構築の重要性を強調する。我々は、2025年以降の国連におけるサイバーセキュリティに関する議論を行うための恒久的かつ行動指向のメカニズムとしての「国際安全保障の中でICT利用における国家の責任ある行動を促進することに関する行動計画」に対する支持を確認する。

我々は、ウクライナのサイバー強靱性に対するG7の支援を再確認し、タリン・メカニズム等の支援の提供を目的とした多国間イニシアティブを歓迎する。

我々は、各国がサイバーセキュリティ及び強靱性という複合的な課題に対処するための能力向上を支援すべく、連携し、可能な場合には努力を結集し続ける。各国のプロジェクトに関する情報交換は、ベストプラクティスの特定に役立てることができる。我々は、需要主導型のアプローチに導かれ、「サイバー強靱性開発のためのアクラ・コール」において強調された、サイバーセキュリティをデジタル開発に完全に組み込むことを目指す。このため、我々は、例えば世界銀行といった国際金融機関や民間部門が関連する場合には、これらの機関との協力を継続する。

悪意あるサイバー活動は、病院、エネルギー会社、水道会社を含むG7諸国の重要なサービスを混乱させ、我々の経済に何十億ドルもの損害を与えている。我々は、集団的なサイバー強靱性を向上させるための具体的な措置を講じることにコミットする。

安全なサイバー空間を確保し、政策及び技術レベルでの国際協力を促進する上で、ハイレベルな政策立案者及び国家のサイバーセキュリティ当局が果たす重要かつ補完的な役割に鑑み、我々は、5月16日から17日にローマで予定されているG7レベルでの初会合を歓迎し、その議論の結果に期待する。我々は、人々にとっての有益な利用と、サイバー空間を含む特定の領域における潜在的な悪影響を軽減する必要性との間で効果的なバランスをとるような形で、人工知能やその他の新興技術の多面的な応用について分析を続けることを決意する。この観点から、我々は、広島AIプロセスの成果を前進させることを含む、人間中心で人権に基づく、安全、安心で信頼できるAIを確保するための努力を進めることの重要性を認識し、我々の共通のビジョンを支援するためにAIガバナンスの枠組間の相互運用性を促進する。

新技術が我々の社会の未来を定義しつつある中、我々は、コンセンサスで採択され、123か国が共同提案した国連総会決議「持続可能な開発のための、安全、安心で信頼できる人工知能システムに係る機会の確保」を支持する。我々はまた、マルチ・ステークホルダー・プロセスを通じて統治される、開かれ、自由で、安全で、包摂的な次世代のためのインターネットを保護し、また、若い世代、新興国及び発展途上国の声が適切に反映されるよう、全て

の人が自由かつ安全に情報を共有し、伝達する能力を保護することで、「グローバル・デジタル・コンパクト」、「WSIS+20レビュー」及び「未来のための協定」に貢献をするよう努める。

我々は、AIとサイバーセキュリティの関係を認識し、AIがサイバーセキュリティにもたらすリスクに対抗することにコミットする。我々はまた、AIシステムのサイバーセキュリティを確保することの重要性を強調し、安全なAIシステム開発ガイドラインの公表に留意する。

2.1. 外国からの情報操作及び干渉を含む、ハイブリッドな脅威への対抗

悪意あるサイバー活動を含む外国による悪質な影響力の行使並びに外国からの情報操作及び干渉（FIMI）は、世界中の民主主義社会に対する増大する挑戦であり、民主的価値、人権、政府プロセス、政治的安定及び国際的なパートナーシップを損なう脅威となっている。これらの活動は、我々の市民を惑わし、欺き、我々の民主的プロセスに介入し、我々の政府及び民主的制度を不安定化させ、我々が共有する価値を損ない、文化的及び社会的摩擦を生み出して悪用し、外交及び安全保障政策を遂行する能力に悪影響を及ぼすことを目的としている。FIMIは、ルールに基づく国際システムの構造そのものを不安定させる脅威であり、人工知能のような新興技術の不当な利用により悪化している。

我々は、偽情報を目的とした新興技術の悪用と、とりわけ間近に迫った選挙の文脈でのFIMIにおけるAIの役割に関する潜在的なリスクに対処することにコミットする。

AIは、強靱性、開放性、市民の関与及び参加並びに政府サービス及び情報へのアクセスを促進することで、民主主義を強化する潜在性を秘めている。しかし、AIはまた、有権者弾圧、情報操作及び市民の関与の抑制等を通じたものを含む、民主主義を損なう手段として使用される可能性もある。我々は、権威主義国家及び非国家主体が、民主主義及び選挙への信頼を損ない、情報環境をむしばむために、現在の技術及び新興技術を悪用する可能性を懸念する。

FIMIは、民主的制度の根幹をなす、市民の理性的で十分な情報に基づいた意思決定を行う能力に悪影響を及ぼし、民主的な政府及び社会に対する信頼を損なうこと目的としている。偽情報は、社会を分極するため使用され得る。それは、しばしば暴力的過激主義派の活動を支援し、悪意ある外国のプレーヤーによって煽られる。オンライン上の偽情報キャンペーンは、様々な悪意ある主体によって、緊張を生み出し、悪化させるために広く利用されている。

国家及び非国家主体は、その代理勢力も通じ、ハイブリッドな戦術をとるようになっている。ロシアは特に、ウクライナに対する侵略戦争が始まって以降、サイバー攻撃並びに外国からの情報操作及び干渉を含むハイブリッドな戦術と共に現地の軍事力を増強してきた。我々は、

ウクライナに対する侵略戦争を支援し、世界的に更なる緊張を煽る、ロシア政府及びその代理勢力による F I M I 及び A I の広範な使用を非難する。我々は、情報の強靱性を促進するという決意に基づき、共通の状況認識を確立するための連携を強化し、情報操作に対する協調した対応を展開する。F I M I との闘い及び情報の一体性の促進には、社会全体及び政府全体の取組が必要である。

我々は、外国からの操作に関するいかなる試みからも、我々の情報環境及び民主的価値を守ることにコミットする。我々は、自国及び世界中の自由で独立したメディアを擁護し、多元主義と表現の自由を促進することにコミットする。我々は共に、ジェンダーに基づく偽情報にも対処しつつ、デジタル、メディア及び情報のリテラシーの取組並びに啓発キャンペーンを含む教育を通じて、F I M I に対する国民の強靱性及び認識を強化することを目指す。

我々は、可能な限り早い段階でハイブリッドな脅威の影響に対処し、F I M I の脅威をより効果的に予防、探知、対応及び緩和するための協調的な取組を強化する計画である。2024年には世界中で数十億の市民が投票を行う中、外国からの干渉から自由で公正な選挙を保護することは、G7のアジェンダの中心的論点である。

我々はまた、ハイテク企業、特にソーシャルメディア・プラットフォームに対し、F I M I キャンペーンを防止し、対抗するための取組を強化し、透明性を高めることにもよって、この目的のための A I 技術の濫用の可能性を減らすよう求める。

我々は、G7 即応メカニズム (RRM) を通じ、我々の民主主義に対する多様で進化する脅威を特定し、対応するための連携を強化している。我々は、情報及び分析の共有並びに連携して対応する機会を特定することを通じたものを含む、外国からの情報操作及び干渉から我々の民主的制度及び開かれた社会を守るための取組を強化することを決意する。

2.2. デジタル、国境を越えた抑圧

A I 及び商用スパイウェア含む監視技術の進歩は、外国政府やその代理勢力が、より効果的かつ侵略的に個人を監視し、追跡し、標的にすることを可能にする。我々は、人権擁護者、ジャーナリスト、政敵と目される者、その他市民社会のメンバーを標的にするための技術の悪用に対抗することにコミットする。

国境を越えて反体制派、人権活動家及び平和裡に人権や基本的自由を行使している人々を脅迫し、黙らせ、攻撃し、そして／または殺害する「国境を越えた抑圧 (TNR)」は、言論の自由、表現の自由及びその他の基本的自由有害な影響を与える。これは、抑圧的な統治形態を域外に輸出しようとする権威主義政府の最も有害な示威行動のひとつである。我々は、この点において、活動家、批評家及びジャーナリストを標的にすることを強く非難する。

23. 軍備管理、軍縮・不拡散、宇宙

我々は引き続き、国際的な軍縮・不拡散の枠組みを堅持することに固くコミットする。我々は、より安全で、より安定し、より安心できる世界のために、軍縮・不拡散の取組を維持及び強化することを意図し、G7不拡散局長級会合ステートメントを支持する。

我々は、ロシアのウクライナに対する継続する侵略戦争並びに無責任な核のレトリック及び行動、北朝鮮及びイランによる核・弾道ミサイル計画の継続的な進展を大きく懸念する。これらの動向は、国際の平和及び安全に深刻な挑戦をもたらすものであり、世界の軍縮・不拡散体制を守るとの我々の団結した決意が必要である。

我々は、「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」を想起し、全ての者にとっての安全が損なわれない形で、現実的で、実践的な、責任あるアプローチを通じて達成される、核兵器のない世界という究極の目標に向けた我々のコミットメントを再確認する。

この精神に基づき、我々は引き続き、核兵器不拡散条約（NPT）を強化し、互いに強化し合う三つの柱全てにわたって、NPTの実施を前進させる決意である。我々は、核不拡散体制の礎石であり、核軍縮及び原子力技術の平和的利用を追求するための基礎としてのNPTの中心性を再確認する。

我々は、包括的核実験禁止条約（CTBT）を発効させ、CTBTの検証体制の全ての要素の継続的な運用と長期的な持続可能性を確保するために十分な資源を提供することの緊急の必要性を強調する。我々は、同条約が発効するまでの間、まだそうしていない全ての国に対し、核兵器の実験的爆発又は他のあらゆる核爆発に関するモラトリアムを新たに宣言すること又は既存のモラトリアムを維持することを求める。我々は、ロシアによる同条約の批准の撤回を深く遺憾に思い、核爆発実験に関するロシアの声明を深刻に懸念する。我々はロシア政府に対し、核実験のモラトリアムを引き続き遵守するよう強く求める。

我々は、長きにわたって遅延している核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の即時の交渉開始を求め、まだそうしていない全ての国に対し、そのような物質の生産に関する自発的なモラトリアムを宣言又は維持するよう強く求める。

我々は、最高水準の原子力安全、核セキュリティ及び核不拡散を遵守する。我々は、国際的な核不拡散体制を維持し、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置を強化し、全ての加盟国の利益のために原子力技術の平和的利用を促進するIAEAの重要な役割を強調する。我々は、ロシアからの民生用原子力関連製品への依存を減少させるため及び供給の多角化を追求する国を支援するための措置を評価するとのG7首脳のコミットメントを想起する。我々は、科学者及びパートナー並びにIAEAと積極的に協調しながら、多核種除去設備処理水の放出を責任ある形で管理するための、安全で、透明性が高く、科学に基づいた日本の

プロセスを支持する。

G7は、核兵器使用のリスクを最小化し、軍備管理を強化するための措置を更に特定し、実施するために、全ての国と共に取り組むことにコミットしている。我々は、2022年1月3日に発出された核戦争の防止及び軍拡競争の回避に関する五核兵器国首脳の共同声明を想起し、核戦争に勝者はなく、また、核戦争は決して戦われてはならないことを再確認する。我々は、ロシアに対し、同声明に記載された原則に関して、言葉と行動で改めてコミットするよう求める。我々は、G7の核兵器国による自国の核戦力やその客観的規模に関するデータの提供における透明性を歓迎する。我々は、まだそうしていない他の国々がこれに倣うことを求める。

我々は、ロシアが主張するところの新START条約の履行停止に、深い遺憾の意を改めて表明し、ロシアに対し、同条約の完全な履行に戻り、核リスクの低減について米国と関与するよう求める。我々はまた、核戦力のデータや客観的な規模を提供することを含む透明性や誠意ある軍備管理及びリスク低減措置を欠いた、中国の現に行われており、加速している核戦力の拡大及びより高度な運搬手段の開発を懸念する。G7は、中国に対し、同国の核兵器の政策・計画・能力の更なる透明性を通じて安定性を促進するため、米国との具体的な戦略的リスク低減の議論に関与するよう強く求める。

我々は、他の指導者、若者及びその他の人々も広島及び長崎を訪問するよう促しつつ、軍縮・不拡散教育の重要性を強調する。我々は、武力のエスカレーションや誤算のリスクを減らし、信頼と透明性を向上させ、国家間の戦略的安定性を促進する上で、通常兵器の軍備管理、信頼醸成措置及び地域のリスク削減が持つ重要な役割を認識する。

通常兵器は、国際的な緊張を高める地域的な威圧や、一般市民に不均衡な犠牲者を出している軍事的な侵略行為に使用され続けている。これは、人道的要素を考慮した通常兵器の軍備管理・軍縮に関する合意やコミットメントの履行が喫緊であることを強調している。

我々は、全ての大量破壊兵器とその運搬手段の拡散に対する効果的な多国間行動への強いコミットメントを再確認しつつ、化学兵器禁止条約（CWC）及び生物兵器禁止条約（BTWC）の普遍化及び完全な履行の必要性を強調する。

我々は、BTWCの履行を促進するための具体的な措置を検討・策定するため、同条約の強化に関する作業部会における取組を積極的に進める。

我々は、世界中の生物学的脅威に対処することが最優先課題であると認識している。技術が急速に進歩し、生物学的リスクがより深刻化する中、生物学的研究、開発及び革新が、安心で、安全で、責任があり、透明性のある、持続可能な方法で行われることを確保することが

重要である。ライフサイエンスと国際保健のために、効果的なバイオ・セーフティ及びバイオ・セキュリティの規制措置を促進し確立すべく、国内措置を強化し、国際機関、学術界及び民間部門を関与させることが、引き続き極めて重要である。

我々は、女性及び若者を関与させつつ、アフリカ大陸におけるバイオ・セキュリティの課題に対処し、準備態勢を強化し、アフリカの科学者コミュニティを強化することの重要性を再確認する。我々は、アフリカにおけるバイオ・セーフティ及びバイオ・セキュリティ、国家的枠組み、監視、疫学インテリジェンス並びに不拡散能力を強化するため、G7が主導する大量破壊兵器及び物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップの旗艦的な取組である、「アフリカにおける生物学的脅威を軽減するための固有のイニシアティブ（SIMBA）」を通じた重要な進展を認識する。

この全体的な取組において、我々は、G7、G7が主導する31のメンバーからなる大量破壊兵器及び物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップ、BTWC、WHO及びその他の適切な国際フォーラムを横断して共に取り組み、バイオ・セーフティとバイオ・セキュリティに関する世界的な水準を高めていく。

我々は、多国間輸出管理レジームを通じ、また、全ての責任ある国際的主体との協力によることを含め、大量破壊兵器およびその運搬手段の開発に使用される可能性のある物質、技術及び研究に対する輸出管理を維持し、更新することにコミットする。

我々は、大量破壊兵器及びCBRN物質の拡散によりもたらされる脅威に対処すること並びにCBRNのあらゆる脅威をより効果的に軽減するための安全保障能力を構築するために世界中の脆弱な国々を支援することにおけるG7グローバル・パートナーシップの重要な役割を再確認する。我々は、大量破壊兵器の偽情報に対抗するためのG7グローバル・パートナーシップの新たなイニシアティブの立上げを歓迎する。

我々はパートナーと共に、急速に進展する軍民両用技術の輸出がもたらすリスクを引き続き査定する。我々は、必要に応じ、それぞれの法的枠組みに従って、国際安全保障上のリスクに対処するための輸出管理を実施するために協力し、努力を促進する。

我々は、2024年に、全てのG7メンバーが参加する「核軍縮検証のための国際パートナーシップ（IPNDV）」が10周年を迎えることに祝意を表す。IPNDVによる現実的なプロセス及び技術の開発は、将来の協定に強固な検証規定が盛り込まれることを確実にするのに役立つだろう。

宇宙関連のサービス、データ及び活動は、我々の経済が機能し、市民の福祉のための公共政策の実施するために、ますます重要になっている。しかしながら、我々は、世界的にみて、

脅威の激化及び宇宙の平和利用を妨害することを目的とした能力の開発に直面している。

我々は、宇宙における活動に関する既存の法的枠組み、特に、「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約（宇宙条約）」を堅持することの重要性を再確認する。我々は引き続き、全ての国の宇宙の安全保障を向上させるとの目標の下、責任ある行動を促進するため、国際協力、透明性及び信頼醸成措置を促進することにコミットする。並行して、我々は引き続き、潜在的な敵対行為に対する宇宙関連サービスの強靱性についても警戒を怠らず、投資をしていく。

我々は、全ての締約国が、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を、地球を回る軌道に乗せないことを含め、宇宙条約を完全に遵守する義務を負うことを確認する。

24. テロ対策と国境を越えた犯罪

我々は、あらゆる形態のテロを非難し、民主主義、法の支配及びプライバシーに対する恣意的又は不法な干渉から自由である権利、表現の自由及び宗教又は信仰の自由を含む人権の尊重を堅持し、我々の社会における自由及び安全を守る決意を改めて表明する。

テロリストのネットワークに国境はなく、テロ対策には、テロ資金の調達やテロリストのプロパガンダとの闘いを含む、強力な集団的かつ国際的に連携したアプローチが必要である。化学、生物及び放射能攻撃が引き続き深刻な脅威である一方、我々は、悪意ある主体によるドローンや人工知能等の新興技術の使用から生まれる新たな脅威を認識し、それに対処する必要がある。テロや暴力的過激主義に対抗するために技術を利用する可能性も認識しなければならない。

テロとの闘いには、暴力的過激主義の防止をも目的とした総合的なアプローチが必要である。市民社会、女性主導の組織、地域の指導者及び地域社会との連携を通じて、オンライン、オフライン、刑務所内及び社会内でも、暴力への過激化を防ぐことが不可欠である。我々は、元テロリストが社会復帰できるよう、再犯リスクを軽減しつつ、更生及び社会復帰の努力を促進するよう取り組むべきである。我々は、情報共有と国際協力を強化し、国境管理を含め、国内及びパートナーとの能力構築を促進する意図を有する。我々の全ての取組は、人権の尊重と法の支配の原則に基づいている。

組織犯罪もまた、我々の社会と市民にとって大きな脅威であり、国境はない。組織犯罪は、テロによって引き起こされる不安、不安定化、紛争を有利に利用することができ、またテロ組織がその活動を支援する手段ともなり得る。テロも、組織犯罪を利用することができる。人身取引、武器密輸、麻薬取引、環境に影響を及ぼす犯罪、文化財の密輸、マネー・ローンダリング及び腐敗は、戦地や紛争地において頻発する。不正な経済に対抗するための司法及び安全保障面での能力構築は、包摂的で平和な社会の醸成に役立つ。

我々は、サイバー犯罪等の新たなリスクに焦点を当てながら、組織犯罪とその違法な利益と闘うことへのコミットメントを再確認する。人身取引と移民の密入国は、麻薬取引と共に、組織犯罪の主要な収入源となっている。我々は、組織犯罪集団のビジネスモデルを打破し、脆弱な人々に対する犯罪による搾取を阻止することに固くコミットしている。

我々はまた、フェンタニルを含む合成薬物の不正な生産と流通との闘いへのコミットメントを再確認する。フェンタニルやその他の合成薬物の違法取引は、世界中で活動し、大規模で、適応力があり、強靱な、国境を越えた犯罪組織を支えるものであり、こうした組織は世界中の社会を腐敗させ、ガバナンスを損なわせ、政府機関を弱体化させる資金力と能力を備えている。我々は共に、違法な薬物の生産、流通及び販売に対抗すること、脅威に関する情報を共有し、合同捜査や取締りに取り組むこと、国連やその他の国際機関の勧告に従って、前駆化学物質及びその他の薬物を規制すること、とりわけ合成薬物の製造が行われている国々を含め、主要な国際的なパートナーとの取組を共同で調整すること、致命的な影響を及ぼす違法薬物の脅威と闘うために各国と主要機関を団結させる「合成薬物の脅威に対するグローバル連合」等の多国間フォーラムに参加すること、必要とする人々への公衆衛生的介入やサービスによる支援を推進することへのコミットメントを再確認する。我々は、個別的及び集団的に、違法薬物の過剰摂取による死を助長する世界的な犯罪ネットワークを取締まり、これらのネットワークを支える不正な資金メカニズムを破壊し、致命的な影響を及ぼす違法薬物を我々の社会に入り込む前に押収し、救命のための医学的治療とケアを提供する。我々は、これらの国境を越えた課題に対処するために各国政府と取り組み、「合成薬物の脅威に対するグローバル連合」を支援する用意がある。

我々は、テロ及び国際組織犯罪の防止・撲滅に関するG7ローマ・リヨン・グループの貴重なインプットを歓迎する。

25. 腐敗との闘い

我々は、腐敗及び関連する不正資金や犯罪収益が公的資金を流出させ、しばしば組織犯罪に拍車をかけ、民主的ガバナンスを損なう可能性があることを認識している。腐敗と不正資金は、持続可能な開発目標全体の進展も阻害する。

我々は、腐敗との世界的な闘いにおける、国連腐敗防止条約（UNCAC）及びその関連機関等が果たす根本的な役割を再確認する。我々は、同条約の実施レビュー・メカニズムについて、特にその次の段階のレビューの在り方を視野に入れつつ、一層支持し、その有効性を高めるよう努める。

我々はまた、腐敗行為を行う者が我々の領域及び金融システムにアクセスすることを拒否するという責任を追及する手段の重要性を強調しつつ、法人及び法的取極め上の実質的支配者

の透明性に関する F A T F 基準の適時かつ効果的な実施へのコミットメントを再確認する。

我々はまた、腐敗及び不正資金と闘うために策定された国際基準を満たす上で、一部の開発途上国が直面している課題を認識し、国際金融機関に対し、特に脆弱な国や紛争の影響を受けている国において、各国の活動全般にわたる努力を支援するために連携し、その努力を強化することを促す。

26. 海洋安全保障への脅威

我々は、海洋に関する国際的なガバナンスの協力体制を促進し、国際法、特に国連海洋法条約（UNCLOS）並びに領土一体性、主権、紛争の平和的解決、基本的自由及び人権の原則を基盤とする、ルールに基づく海洋秩序を維持することへのコミットを改めて表明する。この文脈で、我々は、国際海洋法裁判所を含む国際裁判所の役割の重要性を認識する。

我々は、海上における海賊行為及び海上武装強盗、海洋領域におけるテロ及び国際組織犯罪、人身取引、移民の密入国、武器及び麻薬の取引、違法・無報告・無規制（IUU）漁業並びにその他の違法な海洋活動に対する断固とした非難を改めて表明する。我々は、海洋における違法な活動との闘いの追及における、国家及び地域の主体性の重要性を再確認する。

VI. 地域の課題への対処

27. 西バルカン

我々は、平和と安定のための重要な投資として、西バルカン6か国の安全保障、経済的繁栄及び欧州統合に向けた我々の共通のコミットメントを再確認する。我々は、組織犯罪、不正資金及び腐敗に取り組むことを含む、特に法の支配に関する必要な国内改革を進めることの重要性を強調する。

我々は、地域共通市場の実施によるものを含む、地域の協力と統合の更なる進展を全面的に支持し、地域の政治エリート層に対し、地域の和解に関する決定的な進展を行うことを促す。この目的のため、我々は、コソボ及びセルビアに対し、2023年に採択された関係正常化に向けた合意文書とその実施附属書を、更なる遅滞なく実施することを求める。我々は、双方に対し、挑発行為、扇動的なレトリック及び非協調的な行動を慎みつつ、EUが促進する対話の枠組みに建設的に関与するよう強く求める。

我々は、ボスニア・ヘルツェゴビナの主権、領土一体性及び多民族性を損なう、内外の主体によるいかなる試みも断固として拒否する。我々は、ボスニア・ヘルツェゴビナの安心で、安全な環境を維持している同国当局を支援するEUFORによるアルテア作戦の執行権限を全面的に支持する。

我々は、ボスニア・ヘルツェゴビナの全当事者に対し、分断を生む扇動的なレトリックを控

え、同国を不安定化させ得るいかなる行動も避け、欧州大西洋への希求の実現に近づける国内改革に集中するよう強く求める。我々は、ボスニア・ヘルツェゴビナのEU加盟交渉を開始するという2024年3月の欧州理事会の決定を歓迎する。我々は、クリスチャン・シュミット上級代表のマンデートを支持する。

28. 南コーカサス

我々は、アルメニア及びアゼルバイジャンに対し、武力不行使、主権の尊重、国境不可侵及び領土一体性の諸原則に基づく尊厳ある永続的な平和を達成するための和平プロセスに、引き続き完全にコミットするよう強く求める。我々は、2023年12月7日に両国が発表した共同声明を想起し、今後の相互関係において、この協力の精神を堅持するよう促す。更なるエスカレーションは受け入れられない。

我々は、アゼルバイジャンに対し、国際人道法上の義務を完全に遵守すること並びに故郷への帰還を希望する難民及び避難民の安全で、尊厳のある、持続可能な帰還を確保するための適切な措置を促すことを求める。

G7とそのメンバーは、あらゆるレベルで、特にEUと米国が提供し、我々がその不断の努力を称賛している確立された交渉枠組みの中で、更なる建設的な接触を促進する用意がある。

我々は、アルメニア及びアゼルバイジャンが互いの領土一体性及び主権を認識したアルマ・アタ1991年宣言へのコミットメントの重要性を改めて表明する。我々は、より大きな地域協力とアルメニア・トルコ間の国境を含む全ての国境の再開放を促す。

29. 中央アジア諸国

我々は引き続き、中央アジア諸国の主権、独立、領土一体性及び自決権を支持することを決意する。

我々は、ロシアによるウクライナ侵略の影響及びアフガニスタン情勢の恒久的な影響を含む地域の課題、地域的なテロの脅威、水資源及び気候変動の管理並びに人権及び基本的自由の促進に取り組むため、中央アジア諸国との協力の強化にコミットする。

我々は、労働者の権利及び環境保護を堅持しつつ、中央アジア諸国間の貿易の円滑化、グローバル・サプライチェーンの強化、貿易の促進、投資及びエネルギーの連結、経済の多様化及び強靱性の向上のため、とりわけ中央回廊を含む連結性及びインフラ分野における地域協力の更なる強化を促す。

我々は、中央アジア諸国で発表された社会経済的及び政治的改革の実施を引き続き支援する。この地域全体を通じて、我々は、市民及び政治参加の拡大、法の支配の強化並びに人権の保

護を支援する。

30. アフガニスタン

我々は引き続き、アフガニスタンの人々を支援することにコミットする。我々は、タリバーンによる人権及び基本的自由の継続的かつ組織的な侵害、特に女性、女児及び民族的・宗教的少数派メンバーの政治的、経済的及び社会的権利の侵害を非難する。我々は、タリバーンがアフガニスタンの将来に関して、同胞との包摂的な政治プロセスを開始するための真剣な一歩を踏み出していないことを深く遺憾に思う。アフガニスタンの平和と安定には、人権と基本的自由を堅持しつつ、アフガニスタンが国際的義務を果たすことを可能にし、アフガニスタン女性の完全かつ平等で、安心して、意義ある参画が含まれる、包摂的かつ代表的な政治プロセスを確立することが必要である。

我々は引き続き、アフガニスタンが他国に対するテロの受け入れや輸出の拠点となるリスクに対して警戒を怠らないという意図を有する。

出国を希望する全てのアフガニスタン人の安全かつ確実な出国並びに人道アクセス及び人道支援を効果的に提供する可能性は、保証されなければならない。

我々は、国連事務総長特別代表、国連アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）及びアフガニスタンの人権状況に関する特別報告者のマンデートを支持する。

我々は、国連の独立評価報告書の勧告に沿って、国連安保理決議第2721号によって委任された、国連特使の速やかな任命にコミットする。

VII. 中南米諸国との協力

我々は、中南米諸国と共通の価値と共有された利益を有しており、中南米諸国との協力の強化は極めて重要である。我々は、国際協力及び国際法に基づく国際システムの保護、自然災害及び気候変動への対処、国際組織犯罪への対抗並びに社会的・経済的強靱性の向上を目指す貿易及び投資の促進によるものを含め、グローバルな課題への対処において中南米地域と更に協力することにコミットする。

31. ハイチ

我々は、武装集団によるかつてないレベルの暴力に苦しんでいるハイチ国民に連帯の意を表明する。我々は、公的機関及び法執行機関の強化並びに違法行為によって同国の治安と人道状況に著しい悪化を引き起こしている武装集団との闘いを目的とした、進行中の国際的な取組に対する支持を改めて表明する。

我々は、国際社会に対し、ハイチ国民への人道支援を拡大するよう促す。我々は、最近の急

激な暴力の激化によって不均衡に苦しんでいるハイチの女性及び子どもを保護する緊急の必要性に留意する。

我々は、ハイチにおける治安を再確立し、自由で公正な選挙の実施に資する安全条件を構築するためのハイチ国家警察の取組を支援するため、ハイチ政府との緊密な協力及び連携の下での多国籍治安支援（MSS）ミッションの派遣を承認した国連安保理決議第2699号を歓迎する。我々は、ケニア政府が同ミッションを主導する用意があることを称賛する。MSSミッションが可能な限り早期に展開できるよう、同ミッションに対する強固な財政支援を迅速に提供するためのあらゆる努力が払われるべきである。ハイチ国民は待つてはいられない。

我々はまた、ハイチに対する制裁レジームを更に1年間更新する国連安保理決議第2700号を歓迎する。この制裁レジームは、領域内の武器禁輸と、ハイチの平和と安全を脅かす行動に責任がある又は加担している個人及び主体に制裁を課す能力を拡大することで、責任の追求を促進するものである。

我々は、3月11日にジャマイカのキングストンで開催されたカリコム首脳会合の成果と、ハイチのステークホルダーによる包摂的で暫定的な統治体制を実施するとのコミットメントを称賛する。

我々は、国連ハイチ統合事務所の継続的な努力を支持し、政治関係者に対し、意見の相違を埋め、同国を安定させるために不可欠な、前向きで、透明性があり、公正な国民対話にコミットするよう求める。

我々は、進行中の安全保障上の及び人道上の危機に対する永続的な解決策を見出すプロセスが、ハイチ人主導かつハイチ人自身のものであることの重要性を改めて表明する。

32. ニカラグア

我々は、ニカラグア政府に対し、市民社会、先住民族、学者、学生、独立した報道機関及び政治・宗教活動家に対する人権侵害、広範な弾圧並びに関連する侵害を終わらせるよう求める。

我々は、当局に対し、全ての政治犯を即時かつ無条件で釈放し、国際的な義務を遵守するよう強く求める。我々は、市民社会組織の閉鎖並びにカトリック教会及びその聖職者を含む宗教団体及び組織に対する組織的な攻撃を非難する。彼らの多くは、何百人もの政治関係者や市民社会のメンバーと共に逮捕され、その後国外追放され、市民権を剥奪された。我々はニカラグア政府に対し、国際条約の下で彼らの市民権を回復するよう求める。

我々は更に、ニカラグア政府に対し、野党議員に集会の自由及び言論の自由の権利の行使を認めつつ、自由で公正な選挙を実施するよう求める。

33. ベネズエラ

我々は、ベネズエラで進行中の政治、経済及び人道危機を深く懸念する。我々は、ベネズエラに対し、特に選挙の保証の観点から2023年10月のバルバドス合意を速やかに履行し、自由で公正な選挙を確保するため、国際選挙監視団の派遣を実施するよう求める。

我々は、野党メンバーがその中核的な政治的権利を行使することを妨げる最近の決定並びに野党メンバーの継続した拘留及び野党メンバーへの嫌がらせを深く憂慮している。我々は、今も拘束されている政治犯の即時釈放を求める。

我々は、エセキボ地域をめぐるベネズエラ及びガイアナ間の動向を注視しており、ベネズエラに対し、不安定化させるような行動を慎むよう求める。この問題は、国際法に沿って解決されなければならない。